

# 令和3年5月31日時点で営業している営業者への経過措置

- 新たな営業許可・営業届出制度で設定されている経過措置（許可取得の一定期間の猶予など）は、業種等に応じて適用されます。
- ご自身の営業施設に適用される経過措置の概要は、以下のフローでご確認ください。不明な点があれば、保健所までご相談ください。

